

生協行事のための補償制度

行事保険

普通傷害保険(行事参加者の傷害補償特約、国内旅行傷害保険特約)

賠償責任保険(施設所有(管理)者特別約款、保管物特別約款、生産物特別約款)

行事保険は、生協が主催の行事や生協運営にかかる諸活動に参加する組合員の方々が、急激かつ偶然な外来の事故によってケガをされた場合の補償と、主催者である生協が活動参加中の組合員および他人に対する法律上の賠償責任を負担することによって被った損害への補償をする制度です。

*暮らしの助け合いの会などの福祉活動についての補償は、[生協福祉活動保険]へご加入ください。

保険契約者	日本生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
本制度に加入できる方	日本生活協同組合連合会の会員生協および会員生活協同組合連合会
保険期間	2022年7月1日から 1年間 ※中途での加入も可能です。

行事保険のうち見舞金制度部分には、「日帰り行事」について団体割引 20%(※1)と優良割引 5%(※2)が適用されています。

(※1)団体割引は、見舞金制度の保険料算出に使用した実績人数の平均人数(のべ行事参加者数を行事開催日数で除したもの)により決定しています。今年度の平均人数が3,000名に達しなかった場合、保険料が変更となります。

(※2)優良割引は、保険金の支払状況により変更になることがあります。

本制度で対象となる行事は、生協主催の行事や運営にかかる諸活動です。

【対象となる行事や活動の主な例】

産地見学会、組合員を対象とした学習会や研修会、生協が主催する班会・運営委員会・総代会など組合員参加の会議、生協への加入おすすめの活動、生協まつり、生協が参加を募った被災地ボランティア、その他生協や連合会が主催する組合員を対象とした行事(オンライン行事を含みます)…………など

※ 店舗で品物を買っているときや共同購入で荷分けしているときのケガは対象となりません。

※ P12～の「日帰り行事の種類 一覧表」に列記されている行事が対象となります。(列記されていない行事については、行事保険の対象とならない場合がありますのでお問い合わせください。)

※ オンライン行事についての Q&A をP4に記載しておりますのでご参照ください。

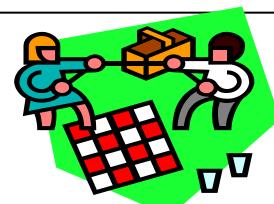
本制度で対象とならない主な行事 (詳しくはP15～の「対象とならない行事」をご覧ください。)

○いかだ下り、川下り(観光用のライン下り以外)、熱気球搭乗、船釣り

○山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動

○自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、試運転 ……など

※被災地でのボランティア活動については対象とならない活動もあります。P15を参照ください。



日本生活協同組合連合会

目次

制度の概要	P1
保険金のお支払いについて	P2
補償のタイプと保険料	P7
事故がおきたときは	P9
参考資料	P11

制度の概要

1. 本制度のしくみ

本制度は、(1)見舞金制度(ケガの補償制度)と(2)賠償事故補償制度から構成されています。

(1) 見舞金制度(ケガの補償制度)

参加を登録したすべての組合員、組合員の家族、引率者(子どもを対象とした行事)が、行事に参加中および行事開催場所と自宅との往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に補償します。(病気は補償の対象なりません。)

(2) 賠償事故補償制度

生協が行事に参加中の組合員および他人に対して、行事主催者としての責任(法律上の賠償責任に限ります。)を負担することによって被った損害を補償します。

(この保険では、提供した飲食物等に起因する賠償責任も補償の対象となります。)

2. こんなとき保険金をお支払いします

次のような事故がこの保険の補償の対象となります。

<見舞金制度(ケガの補償制度)>

- 産地見学会の施設内で見学中、足元がすべて転倒し捻挫した。
- 料理教室で料理中、包丁で誤って指を切ってしまった。
- 運営委員会への参加途上、車にはねられ負傷した。
- 自転車にて生協まつり会場へ行く途中、雪で滑って転倒し、脱臼をした。
- 運営委員会のビラ配りの活動中、階段段差に気付かず転倒し打撲した。
- 託児室で預けた子供がつまづき、額に切り傷を負った。
- 生協主催のバレーボール大会で、プレー中アキレス腱を断裂した。
- 生協まつり会場で、グランドのヘコみで転倒し、ケガをした。 …など



<賠償事故補償制度>

- 行事で借りたテントを不注意で壊してしまった。
- 料理教室での活動中、ガス爆発により組合員がケガをして、主催者として法律上の賠償責任を負った。
- 生協施設以外の会議室施設で、参加組合員の子供が誤って施設のガラスを破損させた。
- 活動中に、生協所有でない借りたコーヒーポットを不注意で落として壊した。
- 生協まつりの片づけ中、台車から借り物のホットプレートを落下させて破損させた。
- 食のフェスティバルの体験イベントで、調理中の料理をスタッフがこぼして火傷を負わせた。
- 生協まつりで提供した食事が原因で食中毒が発生した。

…など

*活動中であっても、お車による賠償事故は、この保険の補償の対象なりません。

*活動中であっても、行事主催者として生協に責任(法律上の賠償責任に限ります。)が伴わない参加者の個人的な事故については補償の対象となりませんので、個々に個人賠償責任保険に加入していただくことをおすすめします。

保険金のお支払いについて

1. 見舞金制度（ケガの補償制度）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	<p>被保険者(*1)が行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・自動車または原動機付自転車の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失等によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(*4) ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(*5) ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング(宿泊行事では登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれん)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
	後遺障害保険金	<p>被保険者(*1)が行事参加中の事故によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脳疾患、疾病、心神喪失等によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(*4) ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(*5) ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング(宿泊行事では登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれん)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
	入院保険金	<p>被保険者(*1)が行事参加中の事故によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に、別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(*4) ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(*5) ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング(宿泊行事では登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれん)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
	手術保険金	<p>被保険者(*1)が行事参加中の事故によりケガ(*2)をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術(*3)を受けられた場合</p> <p>以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(*4) ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(*5) ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング(宿泊行事では登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれん)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
	通院保険金	<p>被保険者(*1)が行事参加中の事故によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。</p> <p>通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。<90日限度> (注1)事故の日からその日を含めて、180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。 (注2)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注3)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(*6)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等(*7)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ※医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など

(*1)被保険者(保険の補償を受けられる方)とは、生協主催の行事や運営にかかわる諸活動に参加している方のうち、事前に参加登録を行っている方となります。

(*2)「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、見舞金制度のうち「日帰り行事」については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(*3)対象となる手術は以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(*4)天災補償特約を付帯した場合、補償の対象となります。

(*5)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

(*6)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款記載の部位をいいます。

(*7)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定できるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

【急激かつ偶然な外来の事故とは】

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突然に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾患などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

保険金は、生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なくお支払いします。

《日帰り行事におけるオンライン行事についての Q&A》

Q1: 行事保険の補償の対象となるオンライン行事はどのような行事ですか？

A1: 以下の要素を全て満たすオンライン行事が対象になります。

- ① 映像または音があるもの
- ② 日時が特定されており、ライブ実施であるもの
- ③ 主催者が、参加者を確認できる(双方向のやりとりができる)こと
- ④ 主催者が、主催者の管理下中の間の事故であることを証明できること

Q2: オンライン行事の補償の範囲はいつ、どこまでになりますか？

A2: 主催者と各参加者との双方向の通信が開始された時から、その通信が終了するまで(行事の途中で離脱等をした場合は離脱等をした時)の間の事故を補償します。また、オンライン行事参加のため、双方向通信を開始する場所(主催者が指定する拠点会場等)へ移動する場合は、自宅から参加場所までの往復途上の事故についても補償します。

Q3: 補償の対象となる具体的な事故事例を教えてください。

A3: 次のような事故が補償の対象となります。

- ① 自宅の2階でウェビナー(ウェブ開催のセミナー)に参加中、休憩時間に1階のお手洗いに行く際に階段を踏み外しねんざした。
- ② 自宅でオンラインの料理教室に参加中、包丁で指を切った。
- ③ 自宅からオンライン行事の拠点会場に自転車に乗って向かう途中に、バランスを崩し転倒してケガをした。

(注)保険金のお支払いにあたっては、主催者の管理下中の事故であるとの証明が必要となります(事故通知(証明)書の事故証明欄で証明していただくこととなります)。

Q4: 補償の対象とならない具体的な事故事例を教えてください。

A4: 次のような事故は補償の対象となりません。

- ① ライブ配信ではなく、後日配信された行事の動画を視聴している間に発生した事故。
- ② 自宅でオンライン行事に参加中、画面の前から離れて行事と関連性のない家事を行っている際に発生した事故。
- ③ 旅行先でオンライン行事に参加し、行事終了後の自宅に帰るまでに発生した事故。

2. 賠償事故補償制度



《保険金をお支払いする場合》

生協が行事に参加中の組合員および他人に対して次の法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

- (1) 身体賠償 <他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えてしまった場合>
- (2) 財物賠償 <他人の財物（預かり物は除きます。）を損壊してしまった場合>
- (3) 預かり物賠償 <他人からの預かり物を損壊（紛失・盗難を含みます。）してしまった場合>
- (4) 生産物賠償 <提供した飲食物等で他人の身体や財物に被害を与えてしまった場合>

《お支払いする保険金》

保 険 金 の 種 類		支 払 方 法	
損 害 賠 償 金	①損 害 賠 償 金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のため に支払う金額 ・身体賠償の場合…逸失利益、治療費、入院 費、休業補償費、慰謝料 など ・財物賠償の場合および預かり物賠償の場合 …滅失については滅失時の時 価、汚損、損傷については修 理費（修理不能もしくは修理 費が時価を超える場合は時 価）など	被害者へ賠償債務を弁済したときに、 自己負担額を超える部分について支 払限度額を限度にお支払いします。
費 用 損 害	②損害防止 費 用	損害の発生または拡大の防止のために必要ま たは有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部 分について支払限度額を限度にお支 払いします。
	③応 急 手 当 等 費 用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しな かったことが判明した場合に、応急手当、護 送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に 要した費用および保険会社の書面による同意 を得て支出した費用	
	④争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護 士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用ま たは権利の保全もしくは行使に必要な手続を するために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。 ただし、①の金額が支払限度額を超 えた場合には、その割合に応じてお支 払いします。
	⑤保険会社 へ の 協 力 費 用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被 保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥示談交渉 費 用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て 支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

《保険金をお支払いできない主な場合》

- 保険契約者(注)、被保険者(注)またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
(賠償責任保険共通)
(注)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
(賠償責任保険共通)
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
(賠償責任保険共通)
- 施設の修理、改造または取壊しなどの工事に起因する賠償責任
(施設所有(管理)者特別約款)
- 航空機、昇降機、ロープウェイ、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
(施設所有(管理)者特別約款)
- 被保険者の使用人が所有しまたは私用する財物が損壊、紛失し、または盗取されたことに起因する賠償責任
(保管物特別約款)
- 保管物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
(保管物特別約款)
- 生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任
(生産物特別約款)

.....など

補償のタイプと保険料

補償タイプ		A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ	
見舞金制度 (普通傷害保険)	死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円	
	入院保険金日額	1, 500円	1, 500円	2, 500円	3, 000円	
	通院保険金日額	1, 000円	1, 000円	1, 500円	2, 000円	
賠償事故補償 制度 (各タイプ共通) (賠償責任保険)	身体賠償	1名 1億円 1事故 2億円 (自己負担額1事故 1, 000円)				
	財物賠償	1事故 1, 000万円 (自己負担額1事故 1, 000円)				
	預かり物賠償	保険期間中通算 500万円 (自己負担額1事故 1, 000円) (現金・貴金属等の貴重品に関する賠償の場合は、 1事故10万円・保険期間中通算100万円が限度となります。)				
組合員 1名あたりの 保険料	日帰り行事①	天災補償 なし	9 円	11 円	17 円	24 円
		天災補償 あり	11 円	14 円	21 円	30 円
	日帰り行事②	天災補償 なし	38 円	50 円	78 円	112 円
		天災補償 あり	41 円	54 円	82 円	119 円
	日帰り行事③	天災補償 なし	74 円	99 円	153 円	222 円
		天災補償 あり	77 円	103 円	158 円	230 円
	宿泊行事 (1泊2日迄)	天災補償 なし	91 円	107 円	162 円	228 円
		天災補償 あり	131 円	167 円	254 円	368 円
	宿泊行事 (3泊4日迄)	天災補償 なし	109 円	127 円	195 円	275 円
		天災補償 あり	149 円	187 円	287 円	415 円

* 上表の組合員 1名あたりの保険料には、賠償事故補償制度の保険料 1円が含まれています。

* 見舞金制度については、1名あたりの保険金額を表示しています。

* 賠償事故補償制度については、お支払いする保険金の限度額を表示しています。

《主な日帰り行事の種類について》

他の行事につきましてはP12～P15「日帰り行事の種類一覧表」をご覧ください。

日帰り行事①	班会・会議・会合・交流会(国際交流・華道・茶道等)・産地や工場見学会・講習会(スポーツの場合は実技を伴わないもの)・生協まつり・平和行進・コンサート・映画鑑賞・料理教室・ハイキング・バレー・ボーラー・ソフトボール・テニス・卓球・水泳・いちご狩り・ウォークラリー・健康増進教室(体力テスト、血圧測定)
日帰り行事②	運動会・アスレチック(アスレチック場で総合的に行うもの)・陸上競技・スケート・ジョギング・軟式野球・日帰りキャンプ・サイクリング など
日帰り行事③	アイスホッケー・カヌー教室・空手・硬式野球・サッカー・柔道・スキー・スノーボード・相撲・タッチラグビー・フットサル・ボディボード・レガッタ など

自由設計について

- 見舞金制度の補償金額については自由に設計することもできます。(賠償事故補償制度は各タイプ共通と同じになります。)
- 天災補償特約は補償ごとの個別付帯はできません。すべての補償に付帯するか付帯しないかで算出してください。

(日帰り行事は、1日1名あたりの保険料。宿泊行事は、1回1名あたりの保険料)

補償金額は、入院保険金日額は死亡・後遺障害の1000分の3以内、通院保険金日額は入院保険金日額を下回る金額で決めてください。

	死亡・後遺障害 ()万円	入院保険金日額 ()円	通院保険金日額 ()円	1名あたりの保険料
→ 日帰り行事①	円	+	円	= 円
→ 日帰り行事②	円	+	円	= 円
→ 日帰り行事③	円	+	円	= 円
→ 宿泊行事(1泊2日迄)	円	+	円	= 円
→ 宿泊行事(3泊4日迄)	円	+	円	= 円

■ 保険料表(単位:円) ※死亡・後遺障害の保険料には賠償事故補償制度の保険料1円が含まれています。

死亡・後遺障害 保険料														
保険金額	200万円		300万円		350万円		500万円		800万円		1,000万円		2,000万円	
天災補償	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
日帰り行事①	6	8	9	12	10	13	14	19	21	29	26	36	51	71
日帰り行事②	26	28	39	42	45	48	64	69	101	109	126	136	251	271
日帰り行事③	51	53	76	79	88	92	126	131	200	209	250	261	499	521
宿泊行事(1泊2日迄)	32	72	47	107	55	125	78	178	123	283	154	354	307	707
宿泊行事(3泊4日迄)	38	78	57	117	66	136	95	195	151	311	188	388	375	775

入院 保険料												
保険金日額	2,000円		2,500円		3,000円		4,000円		4,500円		5,000円	
天災補償	なし	あり										
日帰り行事①	4	5	5	6	6	7	8	10	9	11	10	12
日帰り行事②	20	21	25	26	30	31	40	42	45	47	50	52
日帰り行事③	40	41	50	51	60	62	80	82	90	92	101	103
宿泊行事(1泊2日迄)	23	39	28	48	34	58	45	77	51	87	57	97
宿泊行事(3泊4日迄)	27	43	34	54	41	65	54	86	61	97	68	108

通院 保険料								
保険金日額	1,000円		1,500円		2,000円		3,000円	
天災補償	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
日帰り行事①	2	2	3	3	4	4	5	7
日帰り行事②	9	10	14	14	18	19	27	29
日帰り行事③	18	19	27	28	36	37	55	56
宿泊行事(1泊2日迄)	58	66	87	99	116	132	173	197
宿泊行事(3泊4日迄)	69	77	104	116	139	155	208	232

事故がおきたときは

事故がおきたとき(組合員から事故の連絡があった場合)は、すみやかに「行事保険 事故通知(証明)書」を株式会社アイアンドアイサービスまで送付してください。事故対応のご相談とあわせて共栄火災海上保険株式会社より保険金請求に必要な書類をお送りします。

1. 見舞金制度にかかるケガ(傷害事故)の場合

保険金請求者はケガをされた方となります。ケガの治療が完了してから、必要書類をご返送ください。なお、死亡事故の場合は死亡された方の法定相続人が保険金請求権者となります。

- ①**保険金請求書兼同意書**: ご請求者の住所・氏名・押印と保険金振込口座をご記入いただきます。
- ②**事故状況報告書**: おけがの日時、事故原因および状況をご記入ください。
- ③**診断書(入院・通院申告書)**: 医師の診断書が必要です。ただし、入院・通院で保険金請求額が10万円以下で、かつ入院を伴う手術をされていない場合は「入院・通院申告書」に代えることができます。
後遺障害の場合: 上記のほか、後遺障害の程度を証明する医師の診断書が必要となります。
死亡事故の場合: 上記のほか、死亡診断書または死体検査書が必要となります。
- ④**その他保険会社が必要とする書類**: 死亡事故の場合は法定相続人を確認する書類や法定相続人の委任状・印鑑証明書など

【ご注意いただきたいこと—傷害事故 1】

入院・通院等の保険金お支払い要件は、以下のとおりとなります。

(1) 入院保険金

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

(2) 通院保険金

病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けること

※1 医師とは、医師法に定める医師をいいます。(ケガをされた方が医師の場合は、本人以外の医師をいいます。)

※2 あんま、はり、灸、マッサージ、カイロプラクティック等の施術については、医師の指示により施術を受けたものに限り、支払の対象とする場合があります。施術を受けた場合は、医師の指示であることを証明する指示書が必要となります。

【ご注意いただきたいこと—傷害事故 2】

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

2. 賠償事故補償制度の場合(賠償事故)

保険金請求者は生協および組合員となります。被害者との示談交渉が終了してから、必要書類をご返送ください。(対物事故の場合、壊れた物の写真をお撮りください。)

- ① **保険金請求書兼同意書**
- ② **事故原因・事故状況を立証する書類**
- ③ **示談書・賠償申告書**(賠償事故における保険金請求額が10万円以下の場合は「賠償申告書」に代えることができます。)
- ④ **その他保険会社が必要とする書類(損害写真、損害額立証書類等)**

* 賠償責任事故が起きた場合、示談額などについては事前に共栄火災と相談する必要がありますので、必ず指示を受けてください。現場および事故状況(被害物など)の写真撮影、先方(被害者)との話し合い、示談書(保険会社所定用紙)の作成など事故の際の対応については遠慮なくご相談ください。事前にご連絡をいただけない場合には示談額の全額を保険金でお支払いできない場合がありますので十分にご注意ください。

(ア) 事故の原因を正しく確認してください。

(イ) 書面による示談以前の口頭での賠償の約束をしないでご相談ください。事故の内容から相手に賠償すべき金額を正しく確定させる以前の「全額弁償する」、「〇万円払います」などの口約束は禁物です。保険でお支払いできるのは法律上の損害賠償責任を負うべきとされる金額です。

先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

■この保険契約は下記の保険会社による共同保険契約であり、引受幹事保険会社である共栄火災が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単別個に保険契約上の責任を負います。

■このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しくは取扱幹事代理店株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。

■保険料のお支払い方法は、「一時払」となります。2022年7月1日を保険始期日とするお申込みの締切日は、2022年5月31日となりますので、加入依頼書を2022年5月31日までに株式会社アイアンドアイサービスにご送付ください。また、中途加入につきましては、株式会社アイアンドアイサービスにお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

●取扱幹事代理店 株式会社アイアンドアイサービス
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13 コープ共済プラザ
Tel.03-6836-1330 / Fax.03-6836-1333
●引受幹事保険会社 共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部 営業課
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
Tel. 03-3504-2898 / Fax. 03-3504-2948

<引受保険会社および引受割合>	
共栄火災海上保険株式会社	80%
東京海上日動火災保険株式会社	10%
損害保険ジャパン株式会社	5%
三井住友海上火災保険株式会社	5%

参考資料

次ページ以降は、「日帰り行事 一覧表」です。

開催(活動)する行事が下記のどの区分に該当するか、ご確認の際にご使用ください。

- 日帰り行事①
- 日帰り行事②
- 日帰り行事③
- 対象とならない行事

日帰り行事の種類 一覧表

日帰り行事①		日帰り行事②	日帰り行事③
あ行 アーチェリー 空カン拾い 歩こう会 慰安会(懇談、飲食程度のもの) 囲碁 石けり いそとりゲーム 磨遊び(浜辺で行う程度のもの) いちご狩り いなごとり 稲刈り大会(手作業) いも煮会 いも堀 懇問(人形劇、歌程度のもの) 慰靈祭 インディアカ ウォークラリー ウォーターシャギー 牛の乳絞り競争 牛の品評会 腕相撲 脱立て伏せ うなぎつかみ 馬のパレード 馬飛び ワルトラクイズ エアロビクスダンス 映画鑑賞 SL乗車会 エスキーテニス	演芸会 園児のゆうぎ会 遠足(日帰り) 緑日(保育園、幼稚園等主催) お祝会(挨拶、飲食程度のもの) 応援 お神楽(舞台で踊る程度のもの) お菓子作り お好み焼き会 おしるこ会 オセロゲーム お茶会 お手玉 踊り太鼓 鬼ごっこ おはじき お花見 おはなし 御参り お店屋さんごっこ 親子親睦会(おゆうぎ、じゃんけんゲーム程度のもの) オリエンテーリング(徒歩によるもの) 折紙 音楽鑑賞 温泉旅行(日帰り) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	アイススケート アスレチック(アスレチック場で総合的に行うもの) アルティメット 一輪車 慰靈祭(船を利用する場合) ウィンドサーフィン 鵜飼体験 運動会 エアドーム、エアローム、エアーマット(風船の中で飛びはねる、あるいはトランポリンのようなもの) 駅伝 駅伝先導(自動二輪、原付を使用するもの) エコノミーラリー(オートバイ、原付によるもの) 運乗競争(自動二輪、原付、自転車を使用するもの)	合気道 アイスホッケー アメリカンフットボール 居合道 ウエーブカッター(モーター艇で引っ張ってもらう) インランドホッケー エアボード エイトボード エコノミーラリー(自動車によるもの) オリエンテーリング(自動車によるもの)
か行 カーリング 開会式 会議、会合 会食会 海水浴 害虫駆除(高所作業を伴わないもの) 買物旅行(日帰り) 鏡開き 柿狩り 影絵 貸しボート乗り 河川清掃 仮装行列 華道 鐘つき 紙芝居 紙書き教室 カラオケ 借物競走 カルタ カローリング 川原遊び(ゲーム、すいか割、水遊び程度のもの) 観劇 観月会 乾布摩擦 街頭募金 街頭ピラ配り 学園祭(模擬店、コンサート、フォークダンス程度のもの) 学習会(読書程度) 合唱 我慢会(暑さ寒さの我慢会) カンガクリケット キックボール(ボールをけりながら旗を回って帰ってくる) きのこ狩り 木の実拾い 肝だめし キャスティング(釣糸を正確にどこまで飛ばせるかを競う。屋外または広場で行うもの)	キャッチング・ザ・スティック 救急法(講習。人工呼吸、応急処置の仕方程度) 弓道 教会(ミサ、日曜学校) 競技ダンス 猶土芸能バレード 金魚すくい キンボール 草むしり 組合大会、組合オルグ(除、専従) クリスマス会(保育園、幼稚園等主催) 栗拾い 車椅子テニス クロッキー グラウンドゴルフ グリーンボール 敬老会(観劇、カラオケ程度のもの) 結婚式 結婚式 見学会(工場、公共施設、展覧会、スポーツ、〇〇ショー、美術館等) けんかだご ケンケン大会 健康診断 健康増進教室(体力テスト、血压測定程度のもの) 懸垂 けん玉 ゲートボール 講演会 工芸 工作(子供対象程度のもの) 講習会(スポーツの場合は、実技を伴わないもの) 交通安全教室(講義程度のもの) 交通量調査(市民等が奉仕で行うもの) 校庭、プール清掃 交流会(国際交流、華道、茶道等) 氷の彫刻(子供対象程度のもの) 子育て講習会 子供用三輪車競争 こてき隊 コンサート 懇親会(懇談、飲食程度のもの) 昆虫採集 コンテスト(日焼け比べ程度) コンビネーションユニットマシーン(ルームランナー、自転車こぎ) 御詠歌 ゴムボート遊び(川下りを除く) 御来光 ゴルフ (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	カヌー教室(プール) 器械体操 騎馬戦 キックベースボール キヤンブ(日帰り) キヤンブファイヤー(日帰り) 競歩 炬火リレー 組体操 車椅子ジョギング 車椅子バスケットボール 車椅子マラソン クロスカントリー(スキーを使用しない場合) 見学会(船を使用する場合) 剣道 交通安全自転車キャラバン隊 子供祭(紙のみこしきつぎ) 見学会(船を使用する場合) 剣道 交通安全自転車キャラバン隊 子供祭(紙のみこしきつぎ) クロスカントリー(スキーを使用する場合) 硬式野球 ゴーカート(遊園地にある程度のもの)	カッター競技 カッターポート カヌー教室(川、湾内) カヌーポロ カバディ カヤック 空手 草競馬 草スキー クロスカントリー(スキーを使用する場合)

日帰り行事の種類 一覧表

日帰り行事①		日帰り行事②	日帰り行事③
さ行	サイクルモノレール サウナ 魚のつかみどり(プール、川の浅瀬で行う場合) 魚の放流 篷立て(観光客を対象とする程度のもの) さくらんぼ狩り サッカー教室(試合は除く) 撮影会 山菜とり 参拜 座禅 3日体操 汐干狩り 式典 詩吟 獅子舞 史跡巡り 自然観察(海岸、野原等) 七五三(お宮参り) 七宝焼 謝恩会(懇談、会食程度のもの) 社交ダンス 写生会 シャッフルボード 手芸 珠算 将棋 植樹祭(公園等で行う記念植樹程度のもの) 植物採集 書道 シンクロナイズドスイミング 身体障害者技能競技会(和裁、洋裁、陶芸等)	森林浴 自転車整理(市民が奉仕を行う程度のもの) 自転車乗り方教室 地引き網、地曳き網(観光客を対象とする程度のもの) ジャズダンス じゃんけんゲーム 柔軟体操 順送球 陣取りゲーム 水泳(遠泳を含む) 垂直飛び スカッシュバレー すりか割り すごろく ストーンハンティング(川原で小石拾い) ストレッチ体操 砂遊び スノーボート(プラスチック製で市販されているもの) 巣箱作り スピードガム遊び スプーンレース スポーツカイト スポーツ大会のスタッフ スポーツ大会の役員 スポンジサッカーゲーム スマイルボウリング スローピッチングゲーム(ソフトボールと同じルール。 ピッチャーはボールを一回真上に投げ、その落ちて きたボールをバターに投げる) 清掃(市民が奉仕で行う程度のもの。海岸、公園、 河川等) 雪上タイヤ滑り セバクロウ 創作ダンス 卒業式、卒園式等 ソフトバーボール(柔らかいボールを使用したバ レーボール) ソフトボール (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行 事②を適用する	サイクリング サイクルオリエンテーリング サイクルロードレース 魚釣り(船上での釣り、船を使用して釣り場に行って の釣りは除く) 射撃(クレーによる射撃) 射撃(ライフルによる射撃) 射撃(ホーガンによる射撃) 射撃(エアーガンによる射撃) 消火訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの) 新体操 自転車運乗り競争 自転車障害物競走 自動二輪試乗会(教習所内で試乗するもの) 銃剣道 重量挙 乗馬(ボニー、ろば等を含む) ジョギング スーパースライダー 水泳 スケート スケートボード スポーツチャンバラ スポーツ雪合戦 聖火リレー 雪上運動会(スキーを使用しない場合) 船上パーティー
た行	ターゲットバードゴルフ 太極拳 たいまつ行列 タイヤ乗り 体力テスト 田植え 宝さがし 竹馬遊び 竹細工 竹とんぼ タケノコ狩り 凧あげ(子供用) 卓球 たてぼし 七夕祭り(笹の飾り付け、バザー、食事程度のもの) たまいれ ダーツ 代官行列 ダンスパーティー ダンベル体操 稚児行列 茶つみ チュックボール 彫刻 ちょうちん行列 町内清掃	つな引き 釣教室(建物内で行うもの) 釣堀での釣り テーブルマナー 庭球 テニボン 点字 天体観測、地学・天文観測 ディスクゴルフ 陶芸 とうもろこし狩り 灯ろう流し 討論会 飛び箱 トランブ遊び トリム体操 脱糞汁会 同窓会(懇談、飲食程度のもの) 動物と親しむ 土器作り どじょうつかみ ドッヂボール どんど焼き(どんど祭り) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行 事②を適用する	体操(床運動、鞍馬、つり輪、跳馬、鉄棒、平行棒、 段違い平行棒、平均台等) タイムマラソン(事前に申告したタイムに一番近いタイ ムで走ったものが勝ち) 榛みこし(子供たちが市内をかついで回る) ツーリング(自動二輪、原付、自転車) テニス野球(テニスのラケットとボールを用いて行う 野球) トライアスロン(水泳、自転車、マラソンの競争) トランボリン 剣の舞い テコンドー トライアスロン(スキー、自転車、マラソンの競争) トライアスロン(ボート、自転車、マラソンの競争) ドラゴンボート(モーターボートで引っ張ってもらう ボート)
な行	ナイトハイク 梨狩り なぞなぞゲーム なわとび 日曜大工教室 二人三脚 入学式、入園式等の式典 乳幼児教室	人形劇 人形作り 人間囲碁、将棋(人間を碁石、将棋の駒に見立てて 行うもの) 寝たきり老人や身体障害者に対するヘルパー活動 (市民等が奉仕で行うもの) ネットボール(バーボール形式) 粘土細工 農業体験 納涼大会、納涼パーティ等 (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行 事②を適用する	なぎなた 軟式野球(準硬式を含む) 軟式野球(準硬式を含む)審判講習会(実技を含む) ネットボール(バスケットボール形式) 納涼船(クレージング含) 納涼大会、納涼パーティー等(船を使用する場合)

日帰り行事の種類 一覧表

日帰り行事①		日帰り行事②	日帰り行事③	
は行	ハイキング 俳句会 早食い、早飲み競争 走り幅跳び 初詣 花火見物 花火大会(市販程度の花火) 羽根つき ハンカチ落とし 版画 飯ごうすいさん バードウォッチング パーベキュー バウンドテニス バケレース パザー ¹ バスケットピンポン バス旅行、バスハイク(日帰り) バドミントン ハントワーリング バレーボール バレエ バンブーダンス バンボン(テニスボールより小さいボール、卓球のようなラケットを使用。ルールはテニスと同じ) パーティー(懇談、飲食程度のもの) バーリング パターゴルフ パットゴルフ バドルテニス バレード(徒歩によるもの) 被災地ボランティア(避難所等における炊き出し、屋内や屋外での手作業による片付け・清掃作業) 筆記試験 筆記試験の監督 筆記等の試験の監督(自ら実技を行わないもの) 表形式 ビーチバレー ² ビームライフル(レーザー光線の銃) ビニールバレー ³ 美容・健康美体操 ビリヤード ビルテリング(ビルを回るオリエンテーリング) びわ狩り	ピンゴゲーム 風船割り、風船運び、風船飛ばし フォークダンス ふき狩り ふくわらい フットパック フライングディスクゴルフ フラッシュボール フラフープ フリースローゲーム フリー ⁴ テニス フリスピーパー フルーツバスケット(椅子取りゲームと同じ) ぶどう狩り ブラスバンド ブレイクダンス 分譲地内覧会 プラネタリウム見学 プラモデル ブレイブイ(2本のロープにブイを通し動かす) プロ野球観戦 閉会式 ベビーゴルフ 勉強会 ベタング ベダルポート ベナルティキックゲーム ベロタ 法事 ボウリング 棒踊り ホースシューズ(馬蹄輪投げ) ポート教室(手こぎボートを使用) ポートオリエンテーリング ポールリレー ポールカラッティ 歩行ラリー ほたる狩り ホッピング 盆踊り ボンバーン(インディアカのルールで、手で打つ代わりにラケットを使う) (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	ハッキーサック ハンドベースボール ハンドボール 馬術 バスケットボール バレード(自動二輪、原付、自転車) パワーリフティング <u>被災地ボランティア(自転車を使用した災害物資の運搬)</u> 避難訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの) 氷上運動会 ファイヤーストーム フィールドアーチェリー フィールドアスレチック フェンシング フットベースボール ヘックボール 豊漁祭(船から稚魚を放流する程度のもの) 防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの) ボディビル ボートボール	パーティーカー <u>被災地ボランティア(自動車を使用した災害物資の運搬)</u> ピーチサッカー ファミリーラリー(公道上を安全法規を守って走行する) フットサル ブルームボール(ホッケーの一種) ブラスノースキー(草スキー) ペーロン競漕 ポートレース ボクササイズ ホッケー ボディボード 棒持て(真剣でカタの披露)
ま行	マーチングバンド、マーチングフェスティバル 麻雀 マスゲーム マタニティスクール マット運動 まつたけ狩り 的当てゲーム(円型の的にゴムボールを当てる) 豆まき 丸太切り競争 マルチアクシス(無重力体験) マレットゴルフ(木槌で打つゴルフ) みかん狩り みこしの誘導 水遊び ミニSL乗車 ミニゴルフ ミニテニス ミニバレー ⁵ 民謡 むかで競争 メーデー行進	迷路 目かくし競争 メンコ 模擬店 模型飛行機(製作と遊び) 木工教室 もちつき モデルハウス見学会 もみじ狩り (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	祭り(火渡りの神術、炭の上を渡る) 祭り(『投大松明祭り』) 祭り(漁船の海上パレード) 祭りの中で火縄錠を擊つ マラソン 湖の氷上でのわかさぎ釣り ミニアスレチック ミニサイクルの競争 ミニバイク安全運転コンテスト ミニバスケットボール ミニマラソン もちなげ祭(投げられたもちを取りあう)	マリンロディオ(モーター ⁶ ボートで引っ張ってもらうボート) 祭り(長い竹を持ち、ぐるぐる回る) 祭り(『ねぶた祭り』) 祭り(『鞍馬の火祭り』) 祭り(馬が引くそりに乗る) 祭り(『やっさいもっさい祭』スミの上をみこしを担ぎ歩く) 祭曳船(小船をみこし代わりに) ミニサッカー(サッカーボールより小さめのボールを使用、6人制)
や行	やきいも会 遊園地 遊戯 雪遊び 雪かき(スコップ等で行うもので屋根等の高所作業(雪おろし)は除く。) ユニカール ヨーヨーフリ ヨガ (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	野球教室(実技を伴う場合) 屋台船での宴会 遊覧船 ユニホック ヨット教室		

日帰り行事の種類 一覧表

日帰り行事①		日帰り行事②	日帰り行事③
ら行	ラインサッカー 落語鑑賞会 落成式 ラケットテニス ラジオ体操 ラジコン リズム体操 リハビリ体操 料理教室 リンゴ狩り	リングテニス (パドミントンコートで、ゴム製の輪を使用) りんご早剥き大会 リンボーダンス 礼拝 浪曲 老人スポーツ大会(血圧測定、輪投げ、パン食競争等) 老人大学講座 ローンボウルス (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する	ライン下り(観光客を対象とする程度のもの) ラケットベースボール ランドヨット 陸上競技(短距離、中距離、長距離、競歩、走り幅跳び、三段跳び、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げ、ハンマー投げ、走り高跳び、棒高跳び、障害物競走等) ローラースケート ロディオマシーン
わ行	綿菓子作り 輪投げ わら細工 わら投げ わらひ狩り ワンバウンドバレーボール (注)上記種目でも、船を使用する場合は、日帰り行事②を適用する		
対象となるない行事	いかだ下り 岩のぼり ウォータージャンプ 大風揚げ 川下り(観光用のライン下り以外) 狩猟(銃を使用するもの) 義勇消防団の訓練 交通指導・補導員契約 ゴーカート サバイバルゲーム 下草刈り、枝はらい 少年補導 ジネットスキー操縦 自転車モトクロス ジムカーナ シューティングゲーム スカイダイビング スポーツクライミング スノーモービル 高台飛び込み 建前 出初め式 とび板飛び込み 鳥人間コンテスト 熱気球搭乗 ヘリスキー 自衛消防団	廃品回収 パトロール ハンググライダー 船釣り フリークライミング 防犯・防災パトロール ボブスレー 祭り(『御柱祭』) 祭り(『ケンカみこし』) 祭り(『竿灯祭』) 祭り(『だんじり祭り』2トンのだしが急旋回させる大阪の祭り) 祭り(『博多山笠』) 祭り(やぐらの組立・解体作業) 祭り(『やぶさめ』) 棟上げ 山焼き・野焼き 遊覧ヘリコプター 雪おろし ヨットレース リュージュ ワンダーフォーゲル	

ご注意

- 『下草刈り、枝はらい』とは、スギ林やヒノキ林等の保全管理のために行うチェンソー、なた等を使用した山林での作業のことで行事保険の対象となりませんが、家庭用の鎌を用いた草むしりや農業体験は、日帰り行事①の対象となります。
- 『廃品回収』とは、家電等の粗大ゴミ・古新聞・資源ゴミを引き取ることをいい行事保険の対象となりますが、地域でのゴミ拾い等の清掃活動(海岸、公園、河川等で市民が奉仕で行う程度のもの)は、日帰り行事①の対象となります。
- 『建前』とは、竣工後も建物が無事であるよう願って行われるもので、通常、柱・棟・梁などの基本構造が完成して棟木を上げるときに行われる神道の祭祀をいい、行事保険の対象なりません。
- 『自動車安全運転講習会』は、自動車に搭乗する実技講習が日帰り行事③の対象となりますですが、座学の安全運転講演会やビデオ講習等、講義程度のものは、日帰り行事①の対象となります。
- 『被災地でのボランティア活動』については、立ち入り禁止箇所での活動、人命救助活動、重機(除雪機、ショベルカー・クレーン等)を使用した活動については対象となりませんが、避難所における炊き出し等の作業、屋内での片付け・清掃作業、屋外での手作業による片付け・清掃作業は日帰り行事①、自転車を使用した災害物資の運搬は日帰り行事②、自動車を使用した災害物資の運搬は日帰り行事③の対象となります。

※「日帰り行事の種類 一覧表」に列記されていない行事につきましては、(株)アイアンドアイサービスまでご照会ください。

重要事項説明書

行事保険

普通傷害保険、賠償責任保険

- この書面では、行事保険（「行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険および施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険」）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

- この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 行事保険の仕組み

この保険契約は、日本生活協同組合連合会（以下「日本生協連」といいます。）を保険契約者、日本生協連の会員生協を加入対象団体（以下「会員生協」といいます。）、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社とする保険契約です。日本生協連が加入対象団体からの加入希望や保険料を取りまとめ、保険料は一括して共栄火災に払い込みます。

(2) 商品の仕組み 契約概要

この保険契約は、会員生協が主催する行事や生協運営にかかる諸活動などの参加中・活動中のケガや賠償事故の補償を行います。

① 見舞金制度（ケガの補償制度） [行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険]

会員生協が主催する行事や生協運営にかかる諸活動などの参加・活動する組合員が、参加中・活動中^(※)に生じた急激かつ偶然な外來の事故によりケガをしたときに保険金をお支払いします。

（※）行事に参加するため所定の場所に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。

＜往復途上のケガ＞

行事開催前に日帰り行事の参加者が確定し、名簿などの客観的資料を備え付けている場合は、行事参加者の自宅から集合場所までと解散地から自宅までの往復途上のケガについても保険金をお支払いします。

② 賠償事故補償制度 [施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険]

会員生協が主催する行事や生協運営にかかる諸活動などの参加・活動する組合員が、参加中・活動中の事故により他人に対して損害を与えた場合、参加・活動する組合員または事務局等としての会員生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 契約概要

①見舞金制度（ケガの補償制度）[行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険]

参加を登録した組合員、組合員の家族、引率者（子どもを対象とした行事）（行事の参加者）全員^(※)。

（※）活動日が把握できることが必要です。

②賠償事故補償制度[施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険]

会員生協

(4) 基本となる補償内容 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 補償重複に関するご注意 注意喚起情報

賠償責任保険は、補償内容が同様のご契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。^(注)

＜補償が重複する可能性のある特約（補償）＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任保険	他の保険会社の賠償責任保険

(6) 保険金額の設定等 契約概要

保険金額はパンフレットの保険金額表の中から選択してください。見舞金制度（ケガの補償制度）は、一行事ごとにその行事者全員に対して同一の保険金額設定となります。（参加者をグループ化してグループ毎に異なる保険金額を設定することはできません。）

(7) 保険期間の設定（補償の開始・終了時期）

契約概要

注意喚起情報

保険期間は、原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の中途中で加入する場合は、ご加入日から保険終了日までとなります。

※この保険で補償されるのは、実際に援助活動を行っている日のみとなります。

(8) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、延べ参加人数・活動人数によって決定されます。具体的にはパンフレットでご確認ください。

(9) 保険料の払込方法等

契約概要

注意喚起情報

保険料は一括払いです。

(10) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

普通傷害保険	同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
賠償責任保険	同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

保険期間1年を超える保険契約では、お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この保険は、日本生協連を保険契約者とする保険期間1年の契約となっているため、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 解約・解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意いただく事項

○解約に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。

○お申し出の時期により、保険期間のうち未経過の期間がないことから返れい金がない場合があります。

(2) 被保険者からの解約

注意喚起情報

普通傷害保険では、一定の要件に合致する場合、被保険者が会員生協に保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することができます（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することができます。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと

③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること（行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険のみ）

⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できることや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、共栄火災営業店または取扱代理店までご連絡ください。

【取扱代理店】 アイアンドアイサービス

TEL 03-6836-1330

[受付時間] 平日 午前9:00～午後5:00

【共栄火災担当営業店】 団体組織開発部 営業課

TEL 03-3504-2898

[受付時間] 平日 午前9:00～午後5:00

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「あんしんほっとライン」

0120-044-077 [通話料無料]

■指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤルー通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - 保険金額
 - 保険期間
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
2. 加入依頼書に記載された事項に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申込みいただいた後には...

●代理請求制度について

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、被保険者の方に被保険者ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただくようご案内くださいますようお願いします。